

高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年2月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市中山間地域に本市が設置するシェアオフィスの利用を推進することにより、新規創業の促進、雇用の創出、移住の促進、交流人口の拡大等につなげ、もって本市の中山間地域等の活性化を図るため、高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する条例(昭和29年条例第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 鏡地区及び土佐山地区並びに尾立、蓮台、重倉、久礼野、三谷、セツ瀧、柴巻、円行寺、宗安寺、行川、針原、上里、領家及び唐岩の地域をいう。
- (2) シェアオフィス 本市が設置し運営する施設であつて、高知県シェアオフィス認定制度取扱要領(令和3年6月21日制定)に基づき、高知県知事から認定を受けたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本市とシェアオフィスの賃貸借契約を締結する事業者で、かつ、原則として3年以上、当該シェアオフィスにおいて事業活動を計画するもので、市長が適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、シェアオフィスの賃貸にかかる事業とする。

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費のうち、シェアオフィスの賃借料(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。ただし、賃貸借契約に基づく入居日から起算して3年間を限度とする。

2 補助金額は、補助対象経費の額に補助率2分の1を乗じて得た額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないときとは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。  
(変更承認等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金交付決定日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

年 月 日

高知市長 様

所在地  
申請者 名 称  
代表者（職・氏名）

補助金交付申請書

高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金の交付を受けたいので、高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

- |              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 1 補助金交付申請額   | 金     | 円 |
| 2 補助対象経費     | 金     | 円 |
| 3 入居日        | 年 月 日 |   |
| 4 事業完了予定年月日  | 年 月 日 |   |
| 5 添付書類       |       |   |
| 事業計画書及び収支予算書 |       |   |

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金については、高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (4) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

高知市 部 課  
〒 - 高知市  
担当 (TEL: - - FAX: - - )

年 月 日

高知市長 様

所在地  
申請者 名 称  
代表者（職・氏名）

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容
- 3 補助金変更等申請額

年 月 日

高知市長 様

所在地  
報告者 名 称  
代表者（職・氏名）

実績報告書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金について、補助事業が完了したので、高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定金額 金 円
- 2 実績額 金 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類  
事業成果報告書及び収支決算書

様

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

補助金確定額 金 円

高知市 部 課  
〒 - 高知市  
担当 (TEL: - - FAX: - - )

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

高知市長 様

所在地  
請求者 名 称  
代表者（職・氏名）

補助金交付請求書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金について、高知市中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円